

再公示：次の案件については、12月28日に公示しましたが、応募がなかったため再公示いたします。

公示番号：161019

国名：エジプト

担当部署：エジプト事務所

案件名：零細・小企業向け金融商品の新規参入支援

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：研修・人材育成
- (2) 格付：4号
- (3) 業務の種類：専門家業務

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2017年2月下旬から2017年12月上旬まで
- (2) 業務M/M：国内 2.0M/M、現地 8.0/M、合計 10.0M/M
- (3) 業務日数：
 - ・ 第一次 国内準備 8日、現地業務 60日
 - ・ 第二次 国内準備 8日、現地業務 60日
 - ・ 第三次 国内準備 8日、現地業務 60日
 - ・ 第四次 国内準備 8日、現地業務 60日
 - ・ 第五次 国内整理 8日

本業務においては複数回の渡航により業務を実施することを想定しており、具体的な調査業務日程は提案が可能です。現地業務期間等の具体的な条件については、10. 特記事項を参照願います。

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：2月8日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送(〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25二番町センタービル)
(いずれも提出期限時刻必着)

提出方法等詳細についてはJICAホームページ(ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報/結果>コンサルタント等契約案件公示(業務実施契約(単独型))>業務実施契約(単独型)公示にかかる応募手続き)

(<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/procedure.pdf>) をご覧ください。

なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。

- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2017年2月21(火)までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
- ①業務実施の基本方針 16 点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4 点
- (2) 業務従事者の経験能力等：
- ①類似業務の経験 35 点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 10 点
 - ③語学力 25 点
 - ④その他学位、資格等 10 点
- (計 100 点)

類似業務	研修企画・実施に関する各種業務
対象国／類似地域	エジプト／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

エジプトは 2011 年、2013 年の政変により、マクロ経済指標の大幅な悪化が見られた。停滞する経済、財政赤字、投資の低迷は、資本面での準備のなさや収益基盤の多様性の低さから小規模な企業によりネガティブな影響を与える。9,150 万人以上の人口を抱え、人口増加率が 2.1% (2015 年) を記録するエジプトにおいては零細・小企業数が全企業数の 98%以上を占めると言われ、また、非農業分野で 85%以上の雇用を提供しているため、その経済悪化の社会面での影響は深刻である。実際、政変を経て失業率は上昇し、2010 年度第 4 四半期の 8.9%から 2013 年第 4 四半期には 13.4%に達している。中でも女性と若者 (20 歳から 24 歳) の失業率は高く、それぞれ 25%、39%とされる。貧困率(エジプト統計局が発表する国家貧困率)も 2013 年 6 月に 26.3%を記録し、2009 年同時期の 21.6%から悪化している。特に南部上エジプト地域の農村部の貧困率は 50%にも達するなど深刻である。

エジプトの金融セクターは、発展途上国としては十分な規模を有する(例えば、2014 年の銀行預金額の GDP 比はエジプトが 59.3%、トルコが 52.7%、インドネシアが 32.9%、フィリピンが 60.5%) が、貧困層から見た心理的な抵抗感や口座維持手数料等から成人の 10%しか銀行口座を保有していないことや、零細企業の 11.1%しか金融機関からの借り入れをしていない等、包摂性の確保という観点から、貧困層や零細企業の金融アクセスを改善する余地は大きい。これは、中小零細企業の 85%がインフォーマルな企業であるという課題と因果関係にある。

銀行等伝統的な金融セクターによる包摂性の未熟さという課題に対応してきたのがマイクロファイナンスである。これまでマイクロファイナンスは、金融機関が高コストだと考え対応してこなかった小口の金融サービスを補完するサービスとして主に NGO によって担われてきており、インフォーマルな零細小企業に対しても NGO が融資をしてきた。その活動規模はアラブ地域では最大規模で、最新のデータ (情報源: Microfinance Information Exchange (MIX), 2016 年 6 月) によれば、借入人は約

68 万人にも上る。

マイクロファイナンス市場は、2014 年 11 月にマイクロファイナンス法が成立するまで監督官庁が定まっていなかったが、マイクロファイナンス法において政府機関であるエジプト金融監督庁（Egyptian Financial Supervisory Authority (EFSA)）がマイクロファイナンス市場の監督機関と定められた。

EFSA は、マイクロファイナンス市場の監督者になった後、それまでマイクロファイナンスの主な商品であったマイクロ融資以外の商品についても市場整備を進めようとしている。その中でも特にマイクロ保険について関心が高い。これはエジプトではマイクロファイナンス機関である NGO が法令により貯蓄サービスを提供することを禁じており、貯蓄に代わる零細小企業、貧困層の経済的ショックへの対応手段として、保険サービスに注目が集まっているためである。マイクロファイナンス機関の中にも保険会社と協力してマイクロ保険商品を販売するところが出てきているため、EFSA は監督機関として早期の制度整備が必要と認識している。

上記を背景にエジプト政府から 2014 年に技術協力の要請があり、日本政府により個別案件（専門家）として採択された。2015 年度には、基礎情報収集・確認調査を通じ、エジプトのマイクロファイナンス分野の基礎情報の収集と整理を行うと共に、EFSA、保険会社、NGO のマイクロ保険に関する理解の促進支援を行った。その後、2015 年度後半からは JICA が契約する外国人マイクロ保険専門家の協力を得て、国家戦略策定支援等を通じたマイクロ保険分野における支援の詳細を検討中である。今般、このような JICA の支援を踏まえ、EFSA はマイクロ保険の発展のため、2016 年 11 月にマイクロ保険をエジプト国内で初めて正式に規定する布告（Directive）を発出し、マイクロ保険を規定する新しい法令の制定に着手した。これを受け、EFSA 及び保険協会（Insurance Federation of Egypt, IFE）はマイクロ保険市場を更に発展させるためにマイクロ保険に携わる人々の人材育成を促進すべく、マイクロ保険に関する研修機関（法規制者や仲介業者を対象に人材育成研修を行う EFSA 傘下の Financial Services Institute (FSI) 及び保険業者を対象に人材育成研修を行う 保険協会（IFE）傘下の Insurance Institute of Egypt (IIE) の二つの研修機関を対象とする）の機能強化を行うことを目的とし、JICA に対し、当分野に対する専門家の派遣要請があったことから、上記のとおり採択された個別専門家（短期）の派遣を行うものである。また、今後ドイツ国際協力公社（GIZ）がマイクロ保険市場の発展に向け、需要調査を行う予定であり、GIZ との活動面における連携が必要とされる。

7. 業務の内容

本事業従事者は、プロジェクトにて既に先行して JICA と業務実施契約中の外国人マイクロ保険専門家の活動成果や知見を活用し、エジプトにおけるマイクロ保険普及に向けて、マイクロ保険の商品開発及び流通に関わる保険会社、保険販売団体の能力向上に資するため、研修プログラムの開発を支援すると共に、研修機関の研修実施・普及能力を向上させることを目的とする。なお、外国人マイクロ保険専門家はマイクロ保険業界に深い知見を有しているため、マイクロ保険に係る技術的な中身については同専門家の知見を活用し（研修講義は外国人マイクロ保険専門家が行うことを想定）、本専門家は研修の実施支援や各研修やイベントの準備を含めた調整型の業務が想定される。具体的に想定される成果は以下のとおり。

- (1) マイクロ保険市場発展のため、EFSA や保険協会（IFE）傘下の研修機関の機能

が強化され、マイクロ保険に携わる人々の人材育成が実施される。

(2) 上記活動を通じ、マイクロ保険市場の拡大可能性が分析されるとともに、マイクロ保険の発展に係る成果の普及が図られる。

なお、具体的な業務内容は以下のとおり。

【第一次国内作業：2017年2月下旬～3月上旬】

(1) エジプトのマイクロ保険市場に関するレビュー

本プロジェクトにかかる基礎情報収集調査報告書、既に外国人マイクロ保険専門家によって作成された成果物等を踏まえ、エジプトのマイクロ保険市場の全体像、プロジェクトの経緯を把握した上で、業務の基本方針・方法、業務工程計画等を作成し、これらをワーク・プランに取りまとめる。

なお、最新のマイクロ保険に関する動向について、CGAP (Consultative Group to Assist the Poor)、ILO Impact Insurance Facility、Access to Insurance Initiative等の調査レポートを確認し、本調査に関連する事項を取りまとめること。

(2) 他国のマイクロ保険に関する研修機関に係る情報収集

マイクロ保険及び金融包摂の取り組みが先進的に行われている国での、人材育成、能力強化のための研修機関に関する情報を収集し、本調査に関連する事項を取りまとめる。

(3) 外国人マイクロ保険専門家との情報交換

JICAと契約している外国人マイクロ保険専門家とワーク・プランを用いつつ意見交換を行う。その際に、これまでのプロジェクトの経緯、留意点等についてメールやウェブベースのテレビ会議等により聴取する。その結果、必要に応じワーク・プランを修正する。現地にてワーク・プランのプレゼンテーションを行うため、ワーク・プランのプレゼンテーション先についても相談し、決定する。

【第一次現地作業：2017年3月中旬～5月中旬】

(1) ワーク・プランの協議

エジプトのマイクロ保険関係機関（EFSA、保険協会、FSI、IIE含む）に対してワーク・プランを説明し、先方からの意見を聴取し、要すればワーク・プランに反映させる。

(2) ニーズアセスメント

エジプトのマイクロ保険市場関係者（EFSA、保険協会、FSI、IIE、各仲介業者、保険会社、NGO等）に対し、ヒアリングを通じて人材育成研修に対するニーズを確認する。

(3) マイクロ保険に係る研修機関に係る調査

既存の研修機関（FSI、IIE）に関する情報収集を行い、TORの整理、研修機関・人材に関する課題の抽出・分析を行う。要点を英文で取りまとめ、関係機関と協議を行う。特に、各研修機関の特性や違い、既存の研修コースの実態を中心に調査すること。

(4) FSI 研修カリキュラム (3 日間程度の集中研修、1 日間の仲介業者向け研修) の作成補助

JICA と契約している外国人マイクロ保険専門家とも協力し、FSI が新たに実施するマイクロ保険研修のカリキュラム (目的、内容、実施スケジュール、使用教材、研修講師選定、研修対象者、授与する Certificate の内容、評価・モニタリング方法、コース料金、実施回数等含む) 案の作成補助を行う。なお、ジェンダー平等・女性のエンパワメントに貢献するマイクロ保険市場を発展させるため、課題を分析の上、カリキュラムにはジェンダー平等・女性のエンパワメントをテーマとした講義を組みこむこと。

(5) FSI 研修の募集要項の発出支援

JICA と契約している外国人マイクロ保険専門家とも協力し、FSI が新たに実施するマイクロ保険研修の募集要項の発出支援を行う。

(6) IIE 研修カリキュラムの作成補助

JICA と契約している外国人マイクロ保険専門家とも協力し、IIE が新たに実施するマイクロ保険研修カリキュラム (目的、内容、実施スケジュール、使用教材、研修講師選定、研修対象者、授与する Certificate、評価・モニタリング方法の内容、コース料金、実施回数等含む) 案の作成補助を行う。なお、ジェンダー平等・女性のエンパワメントに貢献するマイクロ保険市場を発展させるため、課題を分析の上、カリキュラムにはジェンダー平等・女性のエンパワメントをテーマとした講義を組みこむこと

(7) 第一次現地業務の報告

JICA エジプト事務所及び外国人マイクロ保険専門家に対して第一次現地業務の報告を行う。

【第二次国内作業 : 2017 年 5 月下旬】

(1) JICA 本部への報告

JICA 本部において、第一次現地作業結果を報告し、フィードバックを得る。

(2) FSI 研修の準備

FSI が新たに実施するマイクロ保険の研修実施の準備を行うとともに、募集状況をフォローし、JICA 事務所や外国人マイクロ保険専門家に現状を報告する。

【第二次現地作業 : 2017 年 6 月上旬~7 月下旬】

(1) FSI 研修の講師研修の実施補助

FSI が新たに実施する研修の講師に対する研修 (トレーナーズ・トレーニング) の実施に向けた調整を行う。なお、講師研修の講義は外国人マイクロ保険専門家が行うことを想定。

(2) FSI 研修の実施補助

FSI が新たに実施する 3 日間程度の集中研修及び 1 日間の仲介業者向け研修の実施支援を行う。なお、研修の講義は外国人マイクロ保険専門家が行うことを想定。

(3) IIE 研修の募集要項の発出支援

外国人マイクロ保険専門家とも協力し、他国の事例を参考にしつつ、IIE が新たに実施するマイクロ保険研修（保険業者を対象とした半年間の長期コース）の募集要項の発出支援を行う。

(4) 第二次現地業務の報告

JICA エジプト事務所及び外国人マイクロ保険専門家に対して中間報告書（案）を提出し、第二次現地業務の報告を行う。

【第三次国内作業：2017年7月下旬】

(1) JICA 本部への報告

JICA 本部において、第二次現地作業結果を報告し、フィードバックを得る。

(2) 中間報告書の提出

JICA 本部及び JICA エジプト事務所に対して中間報告書を提出する。

【第三次現地業務：2017年8月上旬～9月下旬】

(1) IIE 研修の講師研修の実施補助

IIE が新たに実施する研修の講師に対する研修（トレーナーズ・トレーニング）の実施に向けた調整を行う。なお、講師研修の講義は外国人マイクロ保険専門家が行うことを想定。

(2) IIE 研修の開始に係る調整

IIE が新たに実施する保険業者向けの長期研修（約半年）の開始支援を行う。

(3) FSI 研修の評価・モニタリングの実施支援

FSI 研修の結果について、参加者にヒアリングを行い、関係者にフィードバックを行う。また、必要に応じて研修のフォローアップ、研修内容の見直し提言を行う。

(4) 第三国における能力強化研修の企画

FSI, IIE の研修機関職員等に対し、マイクロ保険に係る研修機関機能強化の第三国（フィリピン等を想定）における先例を学ぶための能力強化研修を企画する。

(5) 現地業務の報告

JICA エジプト事務所及び外国人マイクロ保険専門家に対して第三次現地業務の報告を行う。

【第四次国内作業：2017年10月上旬】

(1) JICA 本部への報告

JICA 本部において、第三次現地作業結果を報告し、フィードバックを得る。

(2) 第三国における能力強化研修の準備

第三国における能力強化研修の準備を行い、JICA エジプト事務所及び外国人マイ

クロ保険専門家に対し、状況のアップデートを行う。

【第四次現地作業：2017年10月上旬～11月下旬】

(1) IIE研修の実施支援、評価・モニタリング

実施中のIIE研修の実施支援及び必要に応じたフォローアップを行う。

(2) 第三国における能力強化研修の実施支援

FSI, IIEの研修機関職員をはじめとする関係者に対し、第三国における先例を学ぶための能力強化研修を企画・実施支援する。なお、対象国、人数、期間については、フィリピン国、12人、7日間程度を想定し、積算に含めると共に、事後精算する。

(本研修の実施にあたっては外国人マイクロ保険専門家及びJICAエジプト事務所が適宜側面支援を行う予定。)

(3) 成果普及のセミナーの実施支援

これまでのマイクロ保険市場発展に関する取組やFSI研修、IIE研修、第三国における能力強化研修等をはじめとする研修成果を全国に普及するためのワークショップ・セミナーの開催支援をする。

(4) 研修の評価・モニタリング体制の確立支援

これまでの研修の成果に関し、評価・モニタリングの結果を取りまとめ、マイクロ保険関係機関(EFSA、保険協会、FSI, IIE等)に対するフィードバックを行う。

(5) 現地業務の報告

JICAエジプト事務所及び外国人マイクロ保険専門家に対して第四次現地業務の報告を行う。

【第五次国内作業：2017年12月上旬】

(1) 専門家業務完了報告書の作成

専門家業務完了報告書(案)を作成し、JICAからのフィードバックを得て、同報告書を完成させる。

8. 成果品等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。なお、本契約における成果品は、専門家業務完了報告書とする。

レポート名	提出時期	部数
ワーク・プラン	業務開始から1か月以内	英文：10部
中間報告書	第二次現地作業終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚
研修カリキュラム 専門家業務完了報告書	契約終了時	和文：5部 英文：10部 CD-R：3枚

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における見積書作成ガイドライン」(<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>)を参照願います。留意点は以下のとおり。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みます（見積書に計上して下さい）。航空賃については、日本ードバイ／ドローハーカイロ往復を標準とします。

(2) 一般業務費

本件業務は、以下の一般業務費を契約に含めて計上し、契約終了時に精算することとします。見積書には、以下の費目及び金額をそのまま一般業務費として計上して下さい。

- ・ 車両関係費：3,000円×120日＝360,000円
- ・ 賃料借料（執務スペース用）：160,000円×8か月＝1,280,000円

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

7. 業務の内容記載の派遣期間に応じて提案してください。但し、現地 M/M、国内 M/M、渡航回数は2. 契約予定期間等に記載の数値を上限とします。

② 現地での業務体制

本業務に係る現地業務従事者は本コンサルタントに加え、JICA エジプト事務所が業務実施契約を締結している外国人マイクロ保険専門家となります。

③ 便宜供与内容

JICA エジプト事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

本コンサルタントが一般業務費により備上

エ) 通訳備上

なし

オ) 現地日程のアレンジ

一部 JICA がアレンジします。

カ) 執務スペースの提供

なし

(2) 外国人マイクロ保険専門家との密なコミュニケーション

JICA は既に 2015 年 10 月から外国人マイクロ保険専門家と業務実施契約を締結し、事業を実施している。当該専門家はマイクロ保険に関する国家戦略案、規制・監督体制に関する提言等を EFSA に行っている。エジプト側の当該専門家への信任

は篤く、当該専門家は研修機関の機能強化についても一定の見識を有しているところ、本業務の遂行に当たっては当該専門家と密にコミュニケーションを図りながら活動すること。

(3) 他ドナーの活動との協調

エジプトのマイクロ保険市場育成支援は、日本のほかにドイツ (GIZ)、スイス (大使館) も注力している。JICA は他ドナーと補完しあいながら市場育成支援を進めているところ、活動に当たっては積極的に他ドナーの活動状況についても情報収集を行いながら協調して進めること。なお、中小企業支援に係る DPG (Donor Partner Group) が定期的に開催されているところ、JICA 事務所と共に同 DPG に出席することを想定している。

(4) 関係機関とのコミュニケーション

当該業務で関係する主な機関は以下の通りである。

- エジプト金融監督庁 (Egyptian Financial Supervisory Authority、EFSA)、
- エジプト保険協会 (Insurance Federation of Egypt、IFE)
- 金融サービス研修所 (Financial Services Institute、FSI) (EFSA 傘下)
- エジプト保険研修所 (Insurance Institute of Egypt、IIE) (IFE 傘下)

なお、中心となるカウンターパートは規制監督官庁である EFSA であるが、保険会社の市場参入や市場の発展を担うのは IFE であるところ、各機関及びその傘下にある研修機関と密にコミュニケーションを取りながら業務を進める必要がある。FSI は法規制者・仲介業者向け、IIE は保険会社向け、という役割分担がされているが、重複や連携強化の余地がある可能性があるため、協力を行う際はデマケ等について留意が必要。

(5) 研修機関の機能強化のアウトライン

FSI 及び IIE の研修アウトラインについては、JICA と外国人マイクロ保険専門家との間で「Outline of the training project」(配布資料参照) のとおり検討していることから、本契約において活動計画を策定する際には、同紙から大きく逸れないものとする。なお、本紙は今後更新される可能性があるため、契約締結後に内容の確認及び摺合せを行うことに留意する。

(6) EFSA の関与について

今後、規制・監督当局として、EFSA がマイクロ保険市場の発展に継続的に関与することが重要であるところ、研修機関の支援を通じ、EFSA 職員の保険市場関係者との連携強化にも資するよう、留意する。

(7) 参考資料

本業務に関する以下の資料をエジプト事務所 (TEL:+20-2-2574-8240, Sakamoto.Kei@jica.go.jp) にて配布します。

- エジプト・アラブ共和国 零細・小企業向け金融商品の新規参入支援調査(マイクロファイナンス市場調査・分析) (2015年5月)
- National Strategy for the Expansion of Microinsurance in Egypt (2016年3月)

- Egypt Action Plan (2016年3月)
- Decision no. 902, Regarding Defining Micro-insurance and the Executive Regulations set of the Electronic Issuance and Distribution of Insurance Policies through Network Information System (2016年11月)
- Outline of the training project (2016年11月)
- 外国人マイクロ保険専門家が作成した各種レポート
- その他関連収集資料

(8) その他

- ① 業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ② 現地作業期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、日本大使館、JICAエジプト事務所、能力強化研修を行う第三国のJICA事務所より十分な情報収集を行うとともに、現地作業時の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行ってください。また、同事務所と常時連絡がとれる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、当地の治安状況、移動手段について同事務所と緊密に連絡をとるようお願いいたします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。
- ③ 現地業務に先立ち外務省海外旅行登録「たびレジ」に登録してください。
- ④ 本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」（<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>）の趣旨を念頭に業務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

以上